**虐待防止委員会設置規程**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　特定非営利活動法人はっち

1. 設置の目的

 はっちにおいて虐待防止委員会は、利用者の人権を保護し、安心した支援を提供する観点から、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、定期的に又は適時、委員会を開催し、虐待の防止に努めることを目的とする。

2. 委員会の設置

虐待防止委員会は、はっち法人内にひとつ設置をし、はっち及びホームはっちの両事業所を管轄する。

３. 委員会の構成

 委員会は、次の職にあるもので構成する。

ア．管理者(虐待防止対応責任者)

イ．サービス管理責任者及びリーダー(虐待防止受付担当者)

ウ．支援職員

エ．その他管理者が必要と認める者（理事、第三者委員、外部の専門家等）

委員長は管理者とする。また、上記の中でア・イ(虐待防止委員)を中心に委員会を運営し、必要に応じてウ・エを招集する。

4. 委員会の議長

(1) 委員会の議長は、管理者が行う。

(2) 議長が出席できない場合は、あらかじめ議長が指名した委員が代行する。

5. 委員会の開催

虐待防止委員会は、定期的（年１回）に開催するほか、虐待発生時等必要に応じて開催する。

6. 委員会の実施

⑴職員倫理綱領を職員に周知し、行動規範とするよう啓発する。

⑵「虐待の分類」について、職員に周知することと、定期的な見直しを行い、必要な項目を追加していく。

⑶「虐待を早期に発見するポイント」に従い、「虐待発見チェックリスト」結果による調査を必要あるごとに実施する。

⑷上記の実施した調査の結果、虐待や虐待の疑いがあるときは、虐待防止委員に報告する。

7．委員会の責務

⑴委員会は、虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない施設環境づくりを目指さなければならない。

⑵委員は、日頃より社会福祉法・知的障害者福祉法のみならず障害者総合支援法や障害者の権利宣言等の知識の習得に努めるだけでなく、人格（アイデンティティー）の向上にも努めるものとする。

⑶虐待防止委員は、日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求めたり、指導することとする。

6. 委員会の庶務

委員会の庶務は、委員及び支援職員が行う。

7. その他

この委員会の運営に関しては、この規程に定めのない事項について必要な事項が生じた

場合は、管理者が別に定める。（委員会の実施）

(附則)

本規程は令和 4 年４月 １日から施行する